

# 新型コロナウイルス感染症に関する 緊急事態宣言について

## 1 銚子市長メッセージ

4月7日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が発出され、千葉県緊急事態措置が発表されました。措置期間は5月6日までの29日間。銚子市も対象地域に含まれています。

都市部の急速な感染拡大と感染経路不明者の増加が続き、銚子市に隣接する東庄町・神栖市の福祉施設でも大きな集団感染が発生しました。銚子市でも3名（4月7日現在）の感染者（東庄町の福祉施設職員）が確認されるなど、感染の拡大が危惧される状況にあります。

政府は7割から8割の接触削減をめざし、住民の行動変容を求めています。市民の皆様には、1日を通して、不要不急の外出自粛の徹底をお願いします。

一方で、健康維持のための散歩やジョギング、仕事や生活の維持に必要な外出は自粛対象ではありません。自宅でする運動も推奨されています。

引き続き、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくとともに、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける取組をお願いします。

措置期間中もライフライン・通信・金融などの生活インフラや必要サービスは維持され、食料品や医薬品などの生活必需品の販売はこれまでどおり継続されます。買いため・買い急ぎをしないよう、適切な行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の流行を早期に収束させるため、市民の皆様のご協力をお願いします。

令和2年4月7日 銚子市長 越川 信一

裏面もあります

## 2 休館・休止する公共施設

○国の緊急事態宣言を受け、5月6日(水)まで次の施設を臨時休館・休止します。

○市立幼稚園及び市立小・中学校	○スポーツコミュニティセンター (5月7日は通常の休館日)
○市立高等学校	○豊里台多目的スポーツ広場 (5月7日は通常の休場日)
○市民センター (運転免許更新時講習を除く)	○地域交流センター・銚子芸術村 (豊岡出張所は開設)
○東部地区コミュニティセンター	○公正図書館 (返却ボックスのみ利用可能)
○中央地区コミュニティセンター	○芦崎高齢者いきいきセンター
○海上地区コミュニティセンター	○老人憩の家地域福祉センターこも浦荘
○豊里地区コミュニティセンター (豊里出張所は開設)	○子育て広場
○勤労コミュニティセンター	○地球の丸く見える丘展望館
○市体育館 (5月7日は通常の休館日)	○銚子ポートタワー
○市野球場 (5月7日は通常の休場日)	○銚子マリーナセンターハウス会議室
○市庭球場 (5月7日は通常の休場日)	

~~○休園となっていた市内の次の施設は、4月13日(月)から再開します。  
(再開後においても、自宅に対応が可能な場合は、利用の自粛をお願いします)~~

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| <del>○保育園・保育所</del> | <del>○児童発達支援センターわかば</del> |
| <del>○私立幼稚園</del>   |                           |

## 3 銚子市からの情報発信

○市ホームページの随時更新

新型コロナウイルス特設サイトを開設し、随時情報を更新しています。

○その他

防災行政無線、防災行政無線自動応答ダイヤル(24-8206)、  
防災ラジオ、防災メール、YAHOO!防災情報、市公式facebook、  
子育てLINEなどから、随時情報を発信しています。